

# 厚生労働大臣の定める揭示事項

## [入院基本料に関する事項]

### 1. 地域一般病棟（A棟2階・47床）

1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、入院患者12人に対して1人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯毎の配置は以下のとおりです。

- ① 08時30分～17時30分：看護職員1人あたりの受け持ち数は5人以内です。
- ② 17時30分～09時00分：看護職員1人あたりの受け持ち数は23人以内です。

### 2. 療養病棟（A棟3階、B棟2階・86床）

1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と4人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯毎の配置は以下のとおりです。

- ① 08時30分～17時30分：看護職員・看護補助者1人あたりの受け持ち数は5人以内です。
- ② 17時30分～09時00分：看護職員・看護補助者1人あたりの受け持ち数は11人以内です。

### 3. 回復期リハビリテーション病棟（B棟3階・33床）

1日に4人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と3人以上の看護補助者が勤務しています。時間帯毎の配置は以下のとおりです。

- ① 08時30分～17時30分：看護職員・看護補助者1人あたりの受け持ち数は5人以内です。
- ② 17時30分～09時00分：看護職員・看護補助者1人あたりの受け持ち数は16人以内です。

## [関東信越厚生局長への届出事項に関する事項]

### 1. 施設基準の届出

当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

#### 1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| ◆地域一般入院料1           | ◆療養病棟入院基本料1     |
| ◆回復期リハビリテーション病棟入院料3 | ◆地域包括ケア入院医療管理料1 |
| ◆療養病棟療養環境加算1        | ◆看護補助加算1        |
| ◆夜間7.5対1看護補助加算      | ◆入退院支援加算1       |
| ◆診療録管理体制加算3         | ◆データ提出加算1および3   |
| ◆医療DX推進体制整備加算3      | ◆医療情報取得加算       |
| ◆救急医療管理加算           |                 |

#### 2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| ◇人工腎臓 慢性維持透析を行なった場合1  | ◇慢性維持透析濾過加算       |
| ◇透析液水質確保加算            | ◇導入期加算1           |
| ◇CT撮影及びMRI撮影          | ◇検体検査管理加算（I）      |
| ◇運動器リハビリテーション料（I）     | ◇呼吸器リハビリテーション料（I） |
| ◇脳血管疾患等リハビリテーション料（I）  | ◇コンタクトレンズ検査料1     |
| ◇胃瘻造設術                | ◇在宅時医学総合管理料       |
| ◇がん性疼痛緩和指導管理料         | ◇がん性疼痛緩和指導管理料     |
| ◇下肢末梢動脈疾患指導管理加算       | ◇下肢創傷処置管理料        |
| ◇脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 | ◇薬剤管理指導料          |
| ◇外来ベースアップ評価料（I）       | ◇入院ベースアップ評価料      |

## 2. 入院時の食事

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）及び特別管理届出に係る食事を提供しています。

特別管理による食事の提供では、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供されています。

### 1) 入院時食事療養費の標準負担額（自己負担額）について（1食あたり）

一般（市民税課税世帯）の方	510円	
	300円	下記の例外1または2に該当する患者 例外1：指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 例外2：2015年4月1日以前から精神病床に入院している患者
市民税非課税世帯の方	240円	過去1年間の入院期間が90日以内
	190円	過去1年間の入院期間が90日超
70歳以上で所得が一定基準以下の方	110円	
	140円	療養病棟に入院する65歳以上の患者で、「重篤な病状又は集中的治療を要する者等」「指定難病患者」「老齢福祉年金受給者」「境界層該当者」のいずれにも該当しない

### 2) 65歳以上の方の療養病床入院時の生活療養費の標準負担額（自己負担額）について

療養病棟に入院する65歳以上の患者		標準負担額（自己負担額）	
		1食あたり食費	1日あたり居住費（光熱水費）
一般の患者	一般の患者	510円	370円
	指定難病患者	300円	0円
低所得者Ⅱ	医療の必要性が低い患者（医療区分1）	240円	370円
	医療の必要性が高い患者（医療区分2または3）	過去1年間の入院日数が90日以下	370円
		過去1年間の入院日数が90日超	
	指定難病患者	過去1年間の入院日数が90日以下	0円
過去1年間の入院日数が90日超			
低所得者Ⅰ	医療の必要性が低い患者（医療区分1）	140円	370円
	医療の必要性が高い患者（医療区分2または3）	110円	370円
	指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者	110円	0円

### 3. その他の施設基準に関する揭示事項

#### 1) 一般名処方加算

当院は、後発医薬品の使用促進、医薬品の安定供給への取組として、外来の患者さんに医薬品を処方する際、後発医薬品のある医薬品について、一般名処方を行う場合があります。

また、後発医薬品があつて長期収載品（※）である医薬品について、医学的な必要性がなく先発医薬品の処方を希望される場合、薬代に特別の料金が加算されます。

（※長期収載品とは、特許切れや再審査期間の終了などにより、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている医薬品で、薬価基準に長期収載されているものを指す）

#### 2) 医療情報取得加算

当院は、マイナンバーカードを利用したオンライン資格確認システムを導入しており、患者さんの同意に基づいて受診歴、薬剤情報、特定健診情報などの情報を取得、活用した診療を提供します。

#### 3) 長期の処方

長期の処方やリフィル処方箋などの対応のうち、当院では主に 28 日以上 of 長期の処方に対応しておりますので、受診の際はご相談ください。

#### 4) 糖尿病などの診療

糖尿病、高血圧症、脂質異常症の診療の際、患者さんの病状に合わせて療養計画書を作り、よりきめ細やかな診療を行うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

### [保険外の費用に関する事項]

#### 1. 保険外の費用の実費負担

当院は、保険外の費用について、その使用に応じた実費の負担をお願いしています。

詳しくは、別紙【**文書料・保険外負担一覧**】をご覧ください。

### [特定療養費に関する事項]

#### 1. 特別の療養環境の提供

「特別の療養環境に係る料金（室料差額）」を設定している病室が 30 室（一般病棟 5 室、療養病棟 16 室、回復期リハビリテーション病棟 9 室）あります。

室料差額については別紙【**室料差額ベッド一覧**】をご覧ください。

令和 8 年 1 月 1 日

医療法人社団晴山会 平山病院